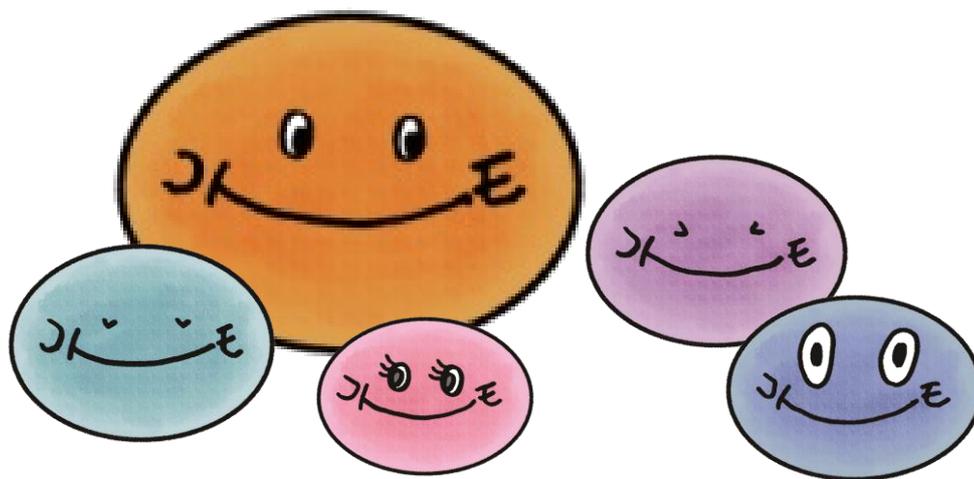


ひとり親家庭のしおい



親と子どもたち一人ひとりのための
「すくすくサポート・プロジェクト」ロゴマーク

島根県益田市

❖ひとり親家庭とは

ひとり親家庭とは、離婚や死別などにより配偶者のない女子（男子）が20歳未満の子どもを養育している家庭（母子家庭、父子家庭）をいいます。

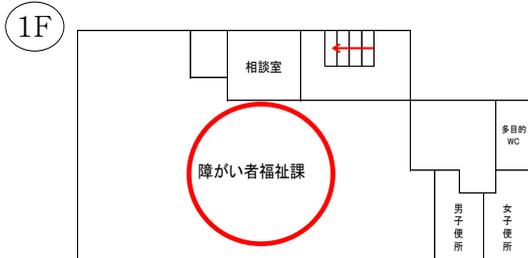
寡婦（寡夫）とは、かつて母子家庭の母（父子家庭の父）であった方で現在子どもが成人し、かつ配偶者のいない状況にある方をいいます。

❖しおりについて

このしおりは、主にひとり親家庭の方が利用できる制度についてまとめたしおりです。それぞれの制度によって、対象となる方の範囲や条件が異なりますので、詳細や最新の情報については、各担当課へお問合せください。

❖関係機関の場所

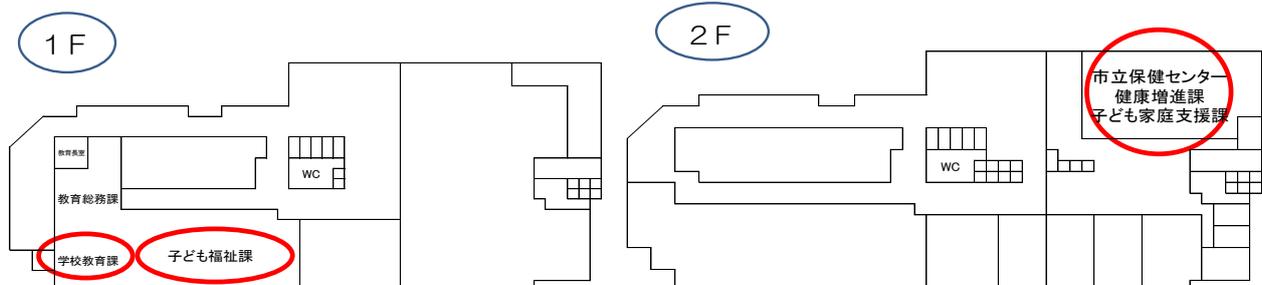
- 福祉事務所（益田市駅前町2-11）



- 市役所本庁舎（益田市常盤町1-1）

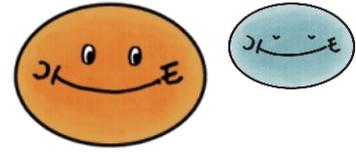


- 駅前ビルEAGA（益田市駅前町17-1）





～各種制度の紹介～
令和5年12月現在の情報です。



＊手当について

児童手当	
中学校3年生まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給されます。	子ども福祉課 ☎31-0243
児童扶養手当	
父母の離婚などにより父または母と生計をともにしていない児童を養育している方に支給されます。支給期間は、対象児童の18歳の誕生日後の最初の3月31日までです。なお、対象児童が心身におおむね中度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当を受けることができます。	子ども福祉課 ☎31-0243

＊くらし・すまいのこと

ひとり親家庭福祉医療費助成	
18歳未満または高校3学年終了までの児童を養育する配偶者のない方および当該児童を対象に、保険診療に係る医療費の自己負担金の一部を助成します。	障がい者福祉課 ☎31-0251
公営住宅	
低所得者向けの住宅で、収入によって家賃が決定されます。	島根県住宅供給公社 益田住宅管理事務所 ☎31-1530
母子父子寡婦福祉資金貸付	
母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象に、経済的に自立していくために必要な資金を低利子または無利子でお貸しします。児童が進学するための修学資金や就学支度資金、就職支度資金、転宅資金などがあります。	子ども福祉課 ☎31-0243
JRの定期乗車券の割引制度	
児童扶養手当受給者または受給者と同一世帯の方がJR通勤定期乗車券を購入する場合、普通定期券の3割引で「特定者用の通勤定期券」が購入できます。	子ども福祉課 ☎31-0243
所得税・住民税の控除	
婚姻歴の有無や性別に関わらず、生計を一にする子を有する方は所得税・住民税について、ひとり親控除または寡婦控除を受けることができます。（所得制限等要件あり）	税務課 ☎31-0608

✿就業・自立のために

高等職業訓練促進給付金	
母子家庭の母、父子家庭の父が看護師や保育士などの資格取得のため養成機関で修業する場合、給付金を支給します。	子ども福祉課 ☎31-0243
高等職業訓練促進資金貸付	
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指す母子家庭の母または父子家庭の父に対し、自立を促進するための資金を低利子または無利子でお貸しします。入学準備金と就職準備金があります。	島根県社会福祉協議会 福祉資金係 ☎(0852)32-5953
自立支援教育訓練給付金	
母子家庭の母、父子家庭の父が医療事務やホームヘルパーなど雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等を受講し、修了した場合、経費の一部を支給します。	子ども福祉課 ☎31-0243

✿子どものこと

保育園・幼稚園・認定子ども園	
小学校入学前の児童を預かり、保育や教育を行います。ひとり親世帯は、保育料が減免または免除になる場合があります。	子ども福祉課 ☎31-0243
病児保育	
生後2ヵ月から小学校6年生までの子どもが病気の回復期に至らないまたは、病気の回復期にあり、家庭や学校、通っている保育所・幼稚園での保育が困難なときに、専用施設にて有料で保育を行います。	子ども福祉課 ☎31-0243
ファミリー・サポート・センター	
0歳から小学校6年生までの子どもを預けたい方と預かりたい方を会員登録し、保育所までの子どもの送迎や放課後の子どもの預かりなどを有料で行います。事前に会員登録が必要です。ひとり親世帯等は、1か月を単位に利用料の半額が助成になります。（※交通費等は半額助成の対象外です。1か月の半額助成利用時間は、10時間が限度となります。）	ますだファミリー・サポート・センター ☎23-0030
就学援助制度	
経済的な理由により、小学校・中学校への就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、学用品費や給食費など学校で必要な経費の全部又は一部を援助します。児童扶養手当を受給している方などが対象です。	在籍している小中学校 または学校教育課 ☎31-0451

放課後児童クラブ	
保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生（1年生から6年生）を対象に、小学校の教室や旧児童館などにおいて、児童の遊びや生活の支援を行います。ひとり親世帯は、申請により利用料が減免される場合があります。	子ども福祉課 ☎31-0243
ひとり親等児童入学支度金	
小・中学校に入学する児童・生徒を養育されているひとり親家庭の方に対し、入学する前年度に限り入学支度金を支給します。	子ども福祉課 ☎31-0243
益田市奨学金制度	
向学心に燃えながら、経済事情等により就学が困難な学生及び生徒に対して学資を貸し付ける制度です。高等学校、高等専門学校、専修学校及び大学（短期含む。）に現に在学または新年度において入学する見込みのある方（ただし、斎藤驍育英基金奨学金の交付を受ける者は除く。）が対象です。	教育総務課 ☎31-0441

✳️困ったときの相談先

母子父子自立支援員	
ひとり親家庭の方が抱える困りごとや悩みごとについて、母子父子自立支援員が相談に応じます。相談は無料で、個人の秘密は守られます。お気軽にご相談ください。	子ども福祉課 ☎31-0243
益田市母子会連合会	
各地区ごとに母子会があり、それを1つにまとめたものが昭和25年に発足した益田市母子会連合会です。ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上のため、親子交流イベントや様々な講座・研修会を実施しています。	益田市母子父子福祉センター ☎22-7256

✳️その他

メールマガジン「島根ひとり親家庭支援情報」	
県内在住のひとり親家庭や寡婦の方を対象に、福祉制度の紹介、母子家庭等への求人情報の提供、就業支援講習会の紹介など、役立つ情報が満載のメールマガジンです。詳しくは、島根県のホームページをご覧ください。 http://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/hitori/hitori_oya_katei/	島根県健康福祉部 青少年家庭課 ☎(0852)22-6688